

福井県報

第 347 号
令和 7 年
4 月 30 日 (水)
火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

- ※災害救助法施行細則に規定する実費弁償の程度の一部改正（256・危機管理課）……………2
- 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館観覧料、図録等販売料、施設使用料、博物館ガイド利用料および着付け体験料の徴収事務委託（257・一乗谷朝倉氏遺跡博物館）……………2
- 福井県立歴史博物館観覧料、図録等販売料金および幾久公園テニスコート使用料の徴収事務委託（258・歴史博物館）……………2
- 生活保護法の規定による指定介護機関の廃止（259・地域福祉課）……………2
- 救急業務に係る医療機関の認定（260・福井保健所）……………3
- 保安林の指定施業要件の変更（261・森づくり課）……………3
- ※建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等の一部を改正する告示（262・土木管理課）……………4
- 仮免許試験および仮免許証交付業務に関する手数料徴収事務委託（263・警察本部運転免許課）……………4

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（DX推進課）……………4
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（危機管理課）……………4
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（歴史博物館）……………5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（循環社会推進課）……………5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（こども療育センター）……………5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（公営企業課）……………8

- 農地を利用する権利の設定の裁定（中山間農業・畜産課）……………8
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知（3件・森づくり課）……………8
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知（6件・同）……………9
- 土地改良区の役員の退任（3件・坂井農林総合事務所）……………10
- 土地改良区の役員の就任（3件・同）……………11
- 基本測量の終了（土木管理課）……………12
- 公共測量の終了（同）……………12
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（道路保全課）……………12
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………15
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（審査指導課）……………15
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（図書館）……………15

公立大学法人福井県立大学公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施……………16

告 示

福井県告示第256号

災害救助法施行細則に規定する実費弁償の程度（平成30年福井県告示第308号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

表薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および歯科衛生士の項中「14,800円」を「15,100円」に改め、同表保健師、助産師、看護師および准看護師の項中「14,700円」を「14,900円」に改め、同表土木技術者および建築技術者の項中「15,400円」を「15,500円」に改め、大工の項中「25,500円」を「28,100円」に改め、同表左官の項中「25,700円」を「27,000円」に改め、同表とび職の項中「25,100円」を「26,400円」に改め、同表救急救命士の項中「14,400円」を「14,700円」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月30日から施行する。

福井県告示第257号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館観覧料、図録等販売料、施設使用料、博物館ガイド利用料および着付け体験料の徴収事務を委託したので、同法第243の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所

株式会社アイビックス

代表取締役 吉田 保裕

福井市下馬2丁目101番

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館観覧料、図録等販売料、施設使用料、博物館ガイド利用料および着付け体験料の徴収の事務

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年4月1日

- 4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和7年4月1日

福井県告示第258号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、歴史博物館観覧料、図録等販売料金および幾久公園テニスコート使用料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所

株式会社アイビックス

福井市下馬2丁目101番地

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

歴史博物館の観覧料、図録等販売料金および幾久公園テニスコート使用料

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年4月1日

- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和7年4月1日

福井県告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関からその業務を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	届出事項	名称	廃止年月日	介護機関住所
1892100015	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	廃止	美浜町社会福祉協議会吉右エ門さん家 サテライトでんでんむしの家	令和7年3月31日	〒919-1141 福井県三方郡美浜町郷市27-7

福井県告示第260号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 福井厚生病院
- 3 所在地 福井県福井市下六条町1字6番1
- 4 認定の有効期間
自 令和7年5月9日
至 令和10年5月8日

福井県告示第261号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あわら市清滝57字北一ノ谷1・58字北二ノ谷1の1・59字北三ノ谷1の1から1の4まで（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）、1の6、60字口ノ谷1から3まで（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、61字水坪1、62字荒谷1（次の図に示す部分に限る。）、63字金神坊1、2、64字奥ノ谷1の1（次の図に示す部分に限る。）、1の2、65字神戸谷1（次の図に示す部分に限る。）、66字南一ノ谷1の1、67字南二ノ谷1の1から1の3まで・68字南三ノ谷1の1から1の3まで・69字北郷坂1の1（以上7筆について、次の図に示す部分に限る。）、1の2、1の3、70字劔岳1、2、71字長房谷1の1（次の図に示す部分に限る。）、1の4、1の5、72字長尾1の1、73字北又1の1、74字間元1の1、75字松木谷1の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

6 1 字水坪 1、6 9 字北郷坂 1 の 3、7 0 字劔岳 1、2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁およびあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第 2 6 2 号

建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成 1 0 年福井県告示第 7 4 9 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

福井県知事 杉本 達治

2(1)中「直前 1 年」を「直前 1 年 7 ヶ月」に改める。

1 5 に次のように加える。

(19) 令和 7 年福井県告示第 2 6 2 号による改正後の規定は令和 8 年 1 0 月 1 日を審査基準日とする資格審査から適用する。

福井県告示第 2 6 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、仮免許試験および仮免許証交付業務に関する手数料徴収事務を委託したので、同法第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

福井県知事 杉本 達治

1 指定公金事務取扱者の名称および住所
一般社団法人 福井県指定自動車教習所協会

福井県坂井市春江町針原 5 8－1 0

福井県運転者教育センター内

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
仮運転免許試験手数料および仮運転免許交付手数料

3 地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 8 2 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
市町基幹業務システムの標準化・共通化支援業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県未来創造部 D X 推進課

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 3 月 2 7 日

4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社日立コンサルティング
東京都千代田区麴町 2 丁目 4 番地 1

5 随意契約に係る契約金額
7 1、9 4 0、0 0 0 円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることにした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 8 2 号）。以下「規則」という。）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県災害情報インターネットシステム運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県防災安全部危機管理課

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和6年3月28日 4 落札者の名称および住所 日本無線・マルツ電波福井県災害情報インターネットシステム再構築業務共同企業体 福井県福井市豊島2丁目7番4号 5 落札金額 38,700,000円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約の理由 福井県災害情報インターネットシステムは搭載されているソフトウェアは同社が開発したプログラムであり、関連機器と複数に連携している。また、災害時の防災情報を提供するシステムであり、稼働中のシステムの停止や誤作動を起こしてはならない。以上の理由から、本システムを安定運用できるのは開発業者のみであるため。 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。 令和7年4月30日 福井県知事 杉本 達治 1 落札に係る特定役務の名称および数量 福井県立歴史博物館総合管理業務委託 一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 福井県立歴史博物館 福井県福井市大宮2丁目19番15号 3 落札者を決定した日 令和7年3月28日 4 落札者の名称および住所 株式会社アイビックス 福井県福井市下馬2丁目101番地 5 落札金額 42,306,000円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 規則第4条の規定による公告を行った日 令和7年2月14日 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定した	ので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。 令和7年4月30日 福井県知事 杉本 達治 1 落札に係る特定役務の名称 令和7年度敦賀市民間最終処分場浸出水処理施設等維持管理業務委託 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 福井県エネルギー環境部循環社会推進課 福井県福井市大手3丁目17番1号 3 落札者を決定した日 令和7年3月26日 4 落札者の名称および住所 藤吉工業株式会社 北陸営業所 福井県福井市成和1丁目1119 5 落札金額 36,300,000円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 一般競争入札の公告を行った日 令和7年2月12日 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。 令和7年4月30日 福井県知事 杉本 達治 1 一般競争入札に付する事項 (1) 調達をする役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量 福井県立病院関連四施設 吸収冷温水機修繕業務 一式 (2) 業務内容 入札説明書、仕様書および設計書（以下「入札説明書等」という。）による。 (3) 履行期限 令和8年3月31日（火） (4) 履行場所 福井県立病院関連四施設 2 入札に参加する者に必要な資格 この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用
--	--

を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札の参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 平成22年度以降において、国または都道府県の官公署等で熱源容量が2500kw以上の空調設備(冷温水配管を含み、中央監視設備で監視・制御等を行うものに限る。)について、元請または共同企業体の代表者として新設または更新業務を履行した実績、もしくは平成31年度以降において元請として官公署等との間で延べ床面積17500㎡以上の施設の空調設備の年間保守点検業務を履行した実績(契約期間中のものを除く。)を有すること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続きに支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札要領」、「福井県物品調達等の電子入札に関する取り扱いについて」による。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-0846

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県こども療育センター 総務課

電話 0776-53-6570

- (2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行う者にとっては、入札説明書 別紙様式1)に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けるものとする。

- (1) 入札参加資格確認申請書および必要書類の提出期間

令和7年4月30日(水)9時から令和7年5月16日(金)17時まで

- (2) 入札参加資格確認申請書および必要書類の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

- (3) 紙入札者に係る入札参加資格確認申請書および必要書類の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-0846

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県こども療育センター 総務課

電話 0776-53-6570

イ 提出方法

持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便を利用し、提出期間内必

着のこと。）。 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時等 (1) 入札書の提出方法 5(2)と同様とする。 (2) 紙入札者に係る入札書の提出先および提出方法 5(3)と同様とする。 (3) 入札書の提出期間 令和7年6月11日（水）8時30分から令和7年6月12日（木）16時まで (4) 開札日時および場所 令和7年6月13日（金）10時00分 福井県福井市四ツ井2丁目8-1 福井県こども療育センター 総務課 7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 8 落札者の決定に関する事項 入札書に記載された価格が、この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 9 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出 （福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。） 福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。 様式 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx 提出先(e-mail):ryouiku-c@pref.fukui.lg.jp ※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html 10 その他 (1) この入札に係る一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語ならびに通貨 日本語および日本国通貨とする。 (2) 入札保証金および契約保証金	福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。 (3) 入札の無効 福井県財務規則第151条の規定による。 (4) 契約書作成の要否 要 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。 (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所 ア 申請者の受付時期 福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。 イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県会計局会計課総務第三グループ 電話 0776-20-0253 (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。 11 Summary (1) Nature and quantity of the service to be required Replacement of the absorption hot and chilled water generator for Air conditioning system of the Four facilities related to prefectural hospitals (2) Date, time of bidding 10:00AM 13th June, 2025 (3) Deadline for delivery March 31, 2026 (4) Contact point for the notice General affairs division, Fukui prefectural rehabilitation center for children with disabilities 2-8-1Yotsui, Fukui city, Fukui prefecture. 910-0846, Japan. TEL 0776-53-6570
--	---

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者等について、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量
A重油（JIS規格重油1種1号）
340キロリットル
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県産業労働部公営企業課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 落札者を決定した日
令和7年3月21日
- 落札者の氏名および住所
三谷商事株式会社
福井県福井市豊島1丁目3-1
- 落札金額（税抜）
1リットル当たり104.8円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和7年2月4日

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、下記農地について利用権を設定する裁定をしたので同法第41条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

1 農地の所在等

所在および地番	地目	面積(㎡)
あわらし清間22字27番1	田	723
あわらし清間22字27番2	田	6,872
あわらし清間31字8番	田	3,107

2 農地を利用する権利の内容等

農地を利用する権利の始期	存続期間	賃借に相当する補償金の額(円)
令和7年7月1日	10年	107,020

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

福井市松本3丁目16-10

福井県農地中間管理機構

公益社団法人ふくい農林水産支援センター 理事長 山本 明志

4 農地の所有者等の情報

龍田 英一

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福井地方法務局本局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福井地方法務局本局において、補償金の還付を受けることができる。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

田中土五郎、石川重吉、石川外太郎、加藤捨吉、高野はま、田中勇吉、田中代吉、田中ひろ、石川浅吉、石川石松、石川喜太郎、石川吉右衛門、石川京松、石川清作、石川兼吉、石川五三郎、石川三蔵、石川外蔵、石川忠右衛門、石川忠兵衛、石川土松、石川伝三郎、石川はな、石川浜吉、石川ひで、石川福松、石川房吉、石川安太郎、石川祐治郎、石川幸吉、石川義雄、石川脇蔵、木下音、島田勇助、島田格、島田末吉、島田民右衛門、高野金蔵、高野倉蔵、高野米作、高野弥作、高松水太郎、田中明吉、田中伊太郎、田中己之助、田中京七、田中繁太郎、田中治三郎、田中仁吉、田中仁作、田中甚三郎、田中甚兵衛、田中新松、田中甚松、田中善治郎、田中仙之丞、田中仙松、田中辰蔵、田中ちよ、田中照彦、田中はつ、田中武兵衛、田中文四郎、田中由紀夫、田中喜多右衛門、田中利吉、田中利左衛門、宮腰深、泰栄吉、泰喜作、泰与三兵衛

2 通知の要旨

- 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年1月28日福井県告示第28号による。

3 掲示場所

福井県庁および勝山市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規

定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

森秀麿、道理壽司

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年2月25日福井県告示第73号による。

3 掲示場所

福井県庁および勝山市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

池田実、池田勇蔵、仲野忠正、森脇庄治郎、広瀬正二、下中健蔵

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年2月25日福井県告示第73号による。

3 掲示場所

福井県庁および小浜市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

朽木治、黒川昭三、黒川由松、桜井莊太郎、桜田勇、桜田太吉、清水開蔵、坪内梅吉、坪内晋、友広与作、中出開造、中村京治、中村利男、中村孫勇、中村宮治、中谷光次

、長谷川仁右エ門、長谷川忠夫、早川茂夫、福田幸三郎、福田淳、福田甚光、宮腰次松、宮本仁太郎、村上市太郎、村上未吉、村中鉦一、森雅寛、山川利五

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和6年12月26日農林水産省告示第2342号による。

3 掲示場所

福井県庁および大野市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

丸山みつ、丸山あたえ、丸山早苗、丸山みち子

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年12月26日農林水産省告示第2345号による。

3 掲示場所

福井県庁および大野市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

中村兼次

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和6年12月26日農林水産省告示第2346号による。

3 掲示場所

福井県庁および大野市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月30日
福井県知事 杉本 達治

- 1 所在の不明な者の氏名
岡きぬ子、加藤甚兵衛、小中良一、坂下毅、生木谷正年、宮前匡史、歟峰甲子夫、坂下三右エ門、坂下清蔵、坂下喜代蔵、寺下浅治郎、坂下清吾、岡敏久司、坂下三郎、坂下清一郎、坂下新吾

- 2 通知の要旨
(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年2月12日農林水産省告示第255号による。

- 3 掲示場所
福井県庁および小浜市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月30日
福井県知事 杉本 達治

- 1 所在の不明な者の氏名
小西勇、宮本美枝子、田口定一
- 2 通知の要旨
(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年2月12日農林水産省告示第253号による。

- 3 掲示場所
福井県庁および小浜市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月30日
福井県知事 杉本 達治

- 1 所在の不明な者の氏名
石田進、石田武三郎、石田守、石田義春、上田啓市、植田徳太郎、浦川誠、尾崎厚志

、香川与助、高木徳右衛門、高木要蔵、高橋清二、堤富一、古川勘太夫、古田しか、古田直司、古田一人、松宮弥市郎、松宮弥太夫、山本肇、吉岡亮治、吉岡浅雄

- 2 通知の要旨
(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年2月12日農林水産省告示第256号による。
- 3 掲示場所
福井県庁および若狭町役場

春江町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年4月30日
福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	伊藤 香治	坂井市春江町安沢18-18
〃	田中 清隆	〃 〃 沖布目14-30
〃	細川 弥之榮	〃 〃 正善8-26-甲
〃	堀川 清治	〃 〃 藤鷲塚27-1-1
〃	佐藤 憲行	〃 〃 中庄35-23
〃	原田 幸治	〃 〃 本堂3-11
〃	小林 利則	〃 〃 西長田23-27
〃	高間 修治	〃 〃 大牧11-38-2
〃	黒川 規夫	〃 〃 石塚54-74
〃	八杉 英治	〃 〃 針原32-32
〃	吉川 孝臣	〃 坂井町木部新保73-48
〃	高山 喜二	〃 春江町中筋26-30
〃	杉本 弘一	〃 〃 辻6-29
〃	岡部 恭典	〃 〃 井向21-26
〃	渡邊 雅彦	〃 〃 正蓮花16-15
監事	末永 慶一	〃 〃 姫王11-23-甲
〃	上野 昌宣	〃 〃 金剛寺8-43
〃	西川 仁文	〃 丸岡町女形谷39-26

加戸排水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年4月30日				〃 崎田 俊和 坂井市三国町藤沢6-13 〃 有房 榮嗣 あわらし市沢23-6			
福井県知事 杉本 達治				春江町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。 令和7年4月30日 福井県知事 杉本 達治			
役員名	氏 名	住 所		役員名	氏 名	住 所	
理 事	高倉 清和	坂井市三国町水居12-8-3		理 事	岡部 恭典	坂井市春江町井向21-26	
〃	小玉 裕章	〃 〃 加戸59-3		〃	佐藤 憲行	〃 〃 中庄35-23	
〃	小林 直	〃 〃 竹松3-36		〃	高山 喜二	〃 〃 中筋26-30	
〃	藤田 悦夫	〃 〃 竹松3-12		〃	伊藤 香治	〃 〃 安沢18-18	
〃	岡 直毅	〃 〃 滝谷2-8-45		〃	堀川 清治	〃 〃 藤鷲塚27-1-1	
〃	川畑 登始央	〃 〃 水居12-42		〃	上野 寛巳	〃 〃 金剛寺3-24	
〃	岡田 高明	〃 〃 西今市24-68		〃	牧田 治兵衛	〃 〃 木部西方寺5-48	
〃	山口 善男	〃 〃 加戸94-11		〃	小林 利則	〃 〃 西長田23-27	
〃	津田 嘉弘	〃 〃 緑ヶ丘4-14-8		〃	高間 修治	〃 〃 大牧11-38-2	
〃	平島 幸憲	〃 〃 加戸73-58		〃	黒川 規夫	〃 〃 石塚54-74	
監 事	岡崎 長	〃 〃 寛善14-13		〃	平田 孝治	〃 〃 針原22-9	
〃	川畑 範雄	〃 〃 水居23-39-1		〃	吉川 孝臣	〃 坂井町木部新保73-48	
〃	木下 良治	〃 〃 加戸72-113-1		〃	杉本 弘一	〃 春江町辻6-29	
新郷下番土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。 令和7年4月30日 福井県知事 杉本 達治				〃	岩越 清一	〃 〃 江留中17-13	
役員名	氏 名	住 所		〃	渡邊 雅彦	〃 〃 正蓮花16-15	
理 事	山崎 眞一	あわらし市中浜32-2		〃	青柳 正彦	〃 〃 東太郎丸9-8	
〃	北嶋 彰喜	〃 下番32-57-1		〃	畑下 日登美	福井市菖蒲谷町16-30	
〃	横田 善治	坂井市三国町野中2-13		〃	中野 敬義	坂井市春江町沖布目17-7-1	
〃	土田 市郎	あわらし市下番32-2-1		〃	下川 孝幸	〃 〃 取次4-14-甲	
〃	石黒 勝實	〃 玉木2-12		監 事	末永 慶一	〃 〃 姫王11-23-甲	
〃	小嶋 道隆	〃 河間13-4		〃	三寺 正範	〃 〃 高江28-35	
〃	杉本 秀夫	〃 宮前6-14-1		〃	西澤 宏一	〃 〃 正蓮花4-44	
〃	篠崎 勇次	〃 北本堂14-24		〃	西川 仁文	〃 丸岡町女形谷39-26	
〃	小嶋 範久	〃 中浜32-24		加戸排水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。 令和7年4月30日			
〃	篠崎 純一	坂井市三国町藤沢12-4					
〃	中垣内 良夫	〃 〃 玉江23-1					
〃	奥田 金一	〃 〃 西今市17-18					
監 事	石黒 裕一	あわらし市玉木2-17					
〃	敷野 弥平	〃 公文4-4					

福井県知事 杉本 達治			
役員名	氏 名	住 所	
理 事	山口 善男	坂井市三国町加戸94-11	
〃	川畑 登始央	〃 〃 水居12-42	
〃	小林 和之	〃 〃 竹松2-8	
〃	藤田 悦夫	〃 〃 竹松3-12	
〃	川畑 範雄	〃 〃 水居23-39-1	
〃	平島 幸憲	〃 〃 加戸73-58	
〃	西 善人	〃 〃 加戸56-14	
〃	前田 徹	〃 〃 覚善14-14	
〃	伊藤 隆信	〃 〃 滝谷2-3-11	
〃	岡田 高明	〃 〃 西今市24-68	
監 事	岡崎 長	〃 〃 覚善14-13	
〃	高倉 邦央	〃 〃 水居12-50	
〃	木下 良治	〃 〃 加戸72-113-1	

新郷下番土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治			
役員名	氏 名	住 所	
理 事	山崎 眞一	あわら市中浜32-2	
〃	北嶋 彰喜	〃 下番32-57-1	
〃	横田 善治	坂井市三国町野中2-13	
〃	徳田 信幸	あわら市下番32-41-1	
〃	内田 由一	〃 玉木2-23	
〃	小島 道隆	〃 河間13-4	
〃	敷野 弥平	〃 公文4-4	
〃	松尾 吉一	〃 北本堂14-38	
〃	小木 彰	〃 角屋6-30-2	
〃	小嶋 範久	〃 中浜32-24	
〃	浅岡 辰雄	坂井市三国町藤沢12-2	
〃	中垣内 良夫	〃 〃 玉江23-1	
〃	奥田 金一	坂井市三国町西今市17-18	
監 事	角谷 孝	〃 〃 玉江8-27	
〃	山崎 満	あわら市中浜30-44	

〃	北島 省三	〃	下番19-6
〃	堀川 治夫	〃	柿原42-37

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和7年3月31日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）
- 3 作業の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 作業の地域
あわら市および坂井市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年3月24日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（航空レーザ測深）
- 3 作業の期間
令和6年8月29日から令和7年3月14日まで
- 4 作業の地域
北川、遠敷川流域

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本 達治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
除雪ドーザ（14 t 級）1 台
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和7年12月15日（月）
- (4) 納入場所

単位:台

事務所名	所在地	台数
福井土木事務所	福井市城東4丁目28-1	1
合計		1

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止または指名除外期間中でないこと。
- (3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入することができる技術的能力を有すると認められる者であること。
- (4) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができることと認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県土木部道路保全課

電話 0776-20-0477

- (2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙2）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期限

令和7年5月16日（金）17時まで

- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加資格確認申請書の情報が、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、提出期間中に記録されたものを有効とする。

入札参加資格確認申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

- (3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課 電話 0776-20-0477 イ 提出方法 持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とし、期間内必着とする。）。 6 電子契約同意書メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。） 福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。 様式： https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx 提出先(e-mail):dourohoz@pref.fukui.lg.jp ※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html 7 入札書の提出方法、提出期間および開札日時 (1) 入札書の提出方法 5(2)または5(3)と同様とする。 (2) 入札書の提出期間 令和7年6月9日（月）8時30分から令和7年6月10日（火）16時00分まで ア 開札日時 令和7年6月11日（水）13時15分 イ 場所 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県庁6階 入札室 8 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 9 落札者の決定方法 この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札	を行った者を落札者とする。 10 その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨 日本語および日本国通貨 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。 (3) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、この入札に係る調達物品の仕様書その他必要と認められる書類（以下「入札仕様書等」という。）を次のとおり提出し、当該調達物品の仕様に関する県の技術的審査を受けるものとする。 なお、入札仕様書等の内容について、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。 ア 提出期限 令和7年5月16日（金）17時まで イ 提出方法 持参または郵送すること。 ウ 提出場所 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課 (4) 入札の無効 財務規則第151条の規定による。 (5) 契約書作成の要否 要 (6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。 (7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所 申請者の受付時期 福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲
--	--

げる日を除き、随時申請を受け付ける。 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県会計局会計課 総務第三グループ 電話 0776-20-0253 (8) その他 この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。 1 1 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Snow removing wheel type dozer(14t class) 1 car (2) Date,Time of Bidding: 8:30am, June 9,2025-4:00pm, June 10,2025 (3) Period of Contract: December 15,2025 (4) Contact point for the notice: Road Maintenance Division, Fukui Prefectural Government'3-17-1,Ote, Fukui-City, Fukui-Prefecture, 910-8580,Japan TEL 0776-20-0477 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、永平寺町長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和7年4月30日 福井県知事 杉本 達治 1 都市計画の種類および名称 (1) 種類 地区計画等（地区計画） (2) 名称 福井都市計画地区計画（西野中地区計画） 2 縦覧場所 福井市大手3丁目17番1号 福井県土木部都市計画課 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので	、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。 令和7年4月30日 福井県知事 杉本 達治 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量 福井県財務会計システム運用保守業務 一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 福井県会計局審査指導課 福井県福井市大手3丁目17番1号 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年3月28日 4 随意契約の相手方の名称および住所 株式会社オーイーシー 大分県大分市東春日町17番57号 5 随意契約に係る契約金額 76,450,000円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約にすることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。 令和7年4月30日 福井県知事 杉本 達治 1 落札に係る特定役務の名称および数量 福井県立図書館・福井県文書館・福井県ふるさと文学館総合管理業務委託 一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 福井県立図書館 福井県福井市下馬町51-11 3 落札者を決定した日 令和7年3月27日 4 落札者の名称および住所 株式会社アイビックス 福井県福井市下馬2丁目101
--	---

- 5 落札金額
68,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和7年2月13日

公立大学法人福井県立大学公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月30日

公立大学法人福井県立大学
理事長 窪田 裕行

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称および数量
勝山キャンパス実験台等 一式
- (2) 契約内容
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和8年3月31日
- (4) 納入場所
福井県勝山市村岡町五本寺17-15
公立大学法人福井県立大学
勝山キャンパス

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき定める競争入札参加の資格を有し、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則第5条に基づく審査による認定を受けた者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等は、本学ホームページで公開する。
- (2) この入札に関する問合せ先
〒910-1195
公立大学法人福井県立大学 財務課
電話 0776-61-6000

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書の提出期限
令和7年5月27日（火）16時
- (2) 提出方法
持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。
- (3) 提出先
3(2)と同様とする。

5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

- (1) 入札書の提出方法
持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。
- (2) 入札および開札の場所ならびに日時
- ア 場所
公立大学法人福井県立大学 永平寺キャンパス
本部棟3階大会議室
- イ 日時

令和7年6月10日（火）9時

6 入札方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(2) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Office furniture set for Katsuyama Campus, a complete set

(2) Date and time of bidding:

9:00A.M.10th of June 2025

(3) Delivery period:

March 31, 2026

(4) Contact point for the notice:

Finance Division, Fukui Prefectural University, 4-1-1, Matsuokakenjoujima,
Eiheiji town, Yoshida county, Fukui prefecture, 910-1195 Japan
TEL 0776-61-6000

